

第10回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成28年11月25日(金)午後3時00分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(11名)

1番	阿部 稔	9番	佐々木 康二
2番	野村 敏博	10番	溝渕 康裕
3番	富永 学	11番	住田 哲也
5番	坂口 啓郎	12番	朴谷 和夫
6番	舟山 仁志	13番	氏家 知身
7番	森 正美		
5. 欠席委員(2名)

4番	伊林 久信	8番	田中 弘一
----	-------	----	-------
6. 議事日程

報告第7号	農地法第18条第6項について
議案第30号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議案第31号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
議案第32号	あっせんの申出者について
その他	
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	松田 武
事務局次長	新村 幸恵
事務局係長	佐藤 公紀
8. 会議の概要

開会 15時00分

- 局長： 全員揃いましたので、ご起立願います。礼
- 議長： それでは只今より、平成 28 年 第 10 回農業委員会総会を開会します。秋作業もだいたい終わったかなと思います。大変天気が悪くて苦勞された秋だったかなと思いますけども、みなさんけがもなく、本日は出席いただきありがとうございます。今年ももう一月ほどありますが交通事故などには気を付けてお過ごしいただき、良い 1 年だったなというふうになりたいなとそんなふうにしております。
- 議長： 本日の会議録署名委員は、議席 9 番、佐々木委員、議席 10 番、溝渕委員にお願いいたします。本日、議席 4 番、伊林委員、議席 8 番、田中委員から欠席の連絡がありました。ただいまの出席委員は 11 名でありまして定足数でございます。局長から本日の議事日程について説明をしてください。
- 局長： はい、1 ページをお開き願います。本日の議題については、報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項について、19 件、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、4 件、所有権移転 2 件、使用貸借 2 件、議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、64 件、売買 3 件、新規 21 件、継続 40 件、議案第 32 号、あっせんの申出者について、5 件、以上、よろしくご審議願います。
- 議長： それでは、議題に入らせていただきます。2 ページをお開き下さい。報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項について、事務局より 1 番から 6 番の説明をお願いします。
- 事務局次長： はい、農地法第 18 条第 6 項について、次のとおり、農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約通知があったので報告する。平成 28 年 11 月 25 日、提出、当麻町農業委員会会長名、番号 1、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下 2 番も同じ、地番〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇,〇〇〇㎡、番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番、地目、田、面積〇,〇〇〇㎡、借主の規模縮小のための解約です。番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇番〇の内、外 6 筆計 7 筆、地目、全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されますあっせん申出のための解約です。番号 4、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下 6 番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、外 1 筆計 2 筆、地目、全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、番号 5、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目、全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、番号 6、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 1 筆計 2 筆、地目、全て田、面積合計〇,〇〇〇㎡、借主の規模縮小のための解約です。以上です。
- 議長： 只今、事務局より農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知のありました 1 番から 6 番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありますか。
- 各委員： ありません。

議 長： それでは、無いようですので、1番から6番について報告とさせていただきます。続きまして、3ページの合意解約通知、7番から14番について事務局より報告して下さい。

事務局次長： はい、番号7、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、外4筆計5筆、地目、全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されますあっせん申出のための解約です。番号8、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下14番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇の内、外2筆計3筆、地目全て田、面積〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されます法3条による借主の後継者移譲のための解約です。以下14番まで理由同じ、番号9、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外1筆計2筆、地目全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、番号10、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外2筆計3筆、地目、全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、番号11、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外1筆計2筆、地目、全て田、面積合計〇,〇〇〇㎡、番号12、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外4筆計5筆、地目、全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、番号13、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外1筆計2筆、地目、全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、番号14、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外3筆計4筆、地目全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、以上です。

議 長： 只今、事務局より7番から14番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、無いようですので、7番から14番について報告とさせていただきます。

議 長： 続きまして、4ページの合意解約通知、15番から19番について事務局より報告して下さい。

事務局次長： はい、番号15、貸主、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下16番まで、借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、外2筆計3筆、地目、全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、理由については、前ページと同じための解約です。番号16、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外11筆計12筆、地目〇〇〇〇番〇外7筆田、外3筆畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、番号17、貸主、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外4筆計5筆、地目〇〇〇〇番〇、外3筆田、外1筆畑、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、あっせん申出の為の解約です。番号18、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外11筆計12筆、地目、全て田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されます後継者移譲の為の解約です。番号19、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、

畑、面積〇,〇〇〇㎡、第3者に賃貸するための解約です。番号20、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内外1筆計2筆、地目全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、第3者に賃貸するための解約です。以上です。

議長： 只今、事務局より15番から19番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありますか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、15番から19番について報告とさせていただきます。

議長： 続きまして、5ページの農地法第3条の規定に基づく許可申請について審議を致します。事務局より所有権移転の1番について説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。平成28年11月25日提出、当麻町農業委員長名。所有権移転の番号1、売主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇,〇〇〇㎡、水張〇〇.〇a、経営面積、〇,〇〇〇㎡、うち借入面積〇㎡、申請理由、相続農地の処分、本申請箇所は、〇〇氏が相続を受けましたが、耕作する見込みはないため、新規就農者の〇〇氏から売買の申入れがあり、合意したため申請をするものであります。〇〇氏は、平成19年からJAの臨時職員として勤務し、農作業に従事して9年が経過をしております。8ページをお開き願います。この農地についてはあっせんの申出を受けられない農用地区域外の農地の為、双方相対の売買となりました。また、3条の許可要件を満たす下限面積2ha以下であります。このあと審議されます利用集積面積と合わせ2haを超えます。権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を全て満たしていると考えます。

議長： 只今、売買の1番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありますか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決致します。売買の1番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請の1番については、原案のとおり決定を致しました。続きまして、農地法第3条の規定に基づく売買の2番について、説明して下さい。

事務局次長： はい、所有権移転の番号2、売主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、(有)〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外1筆計2筆、地目、全て田、面積合計、〇,〇〇〇㎡、水張〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、相続農地の処

分、本申請箇所は、〇〇氏が相続を受けましたが、耕作する見込みはないため、〇〇〇〇へ売買の申入れをした所、合意したため申請をするものであります。〇〇〇〇は、平成8年に農業生産法人を設立して20年が経過しております。今回、9ページの農地について売買となりました。権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を全て満たしていると考えます。

議長： 只今、所有権移転の2番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決致します。所有権移転の2番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請の2番については、原案のとおり決定を致しました。続きまして、農地法第3条の規定に基づく使用貸借5ページから7ページの3番について、説明して下さい。

事務局次長： 使用貸借、番号3、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外59筆計60筆、地目、〇〇〇〇番〇外49筆田、外10筆畑、面積合計〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張〇,〇〇〇.〇a、作付〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、経営移譲、本申請箇所は、父親の〇〇氏が65歳を迎え、息子の〇〇氏へ経営移譲をするものです。〇〇氏は、農業後継者として17年が経過しこの間に農業経営の準備が整った事から今回、10ページから17ページの農地について使用貸借となりました。権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を全て満たしていると考えます。

議長： 只今、使用貸借の3番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決致します。使用貸借の3番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請の3番については、原案のとおり決定を致しました。続きまして、農地法第3条の規定に基づく使用貸借の4番について、説明して下さい。

事務局次長： 使用貸借、番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外19筆計20筆、地目、〇〇〇〇番〇外12筆計13筆田、外7筆、畑、面積合計〇〇〇,〇〇〇㎡、水張〇,〇〇〇.〇a、作付〇〇〇a、経営面積、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、経営移

譲、本申請箇所は、父親の〇〇氏が62歳を迎え、息子の〇〇氏へ経営移譲をするものです。〇〇氏は、農業後継者として13年が経過しこの間に農業継承の準備が整った事から今回、農地について使用貸借となりました。権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を全て満たしていると考えます。なお、お手元にお配りしております、別添の農地法第3条調査書1番から4番を後刻ご覧下さい。以上です。

議長： 只今、使用貸借の4番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決致します。使用貸借の4番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請の4番については、原案のとおり決定を致しました。

議長： 続きまして、議案第31号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画についてを審議致します。所有権移転の1番と2番について関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第31号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第8回）の決定について審議を求める。平成28年11月25日提出、当麻町農業委員会会長名、所有権移転、番号1、売主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下2番も同じ、地番〇〇〇〇番〇外8筆計9筆、地目、〇〇〇〇番〇外7筆田、外1筆畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇、うち借面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、相続農地の処分のため以下2番も同じ、番号2、売主、〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇㎡、水張〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、内借入面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作出来ないためです。あっせん委員は、住田委員、舟山委員、佐々木委員です、売買価格は1番が〇,〇〇〇,〇〇〇円、2番が〇〇〇,〇〇〇円圃場は、〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、11月9日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、所有権移転の1番と2番について説明がありましたが、この件についてあっせん委員長住田委員、補足説明はありませんか。

住田委員： 内容については事務局からの説明のとおりですが、10a当り〇〇〇,〇〇〇円ということで畑も含めて両方で〇,〇〇〇,〇〇〇円ということで11月9日にあっせん委員会で決定しましたのでご報告します。

議長： 只今、事務局、住田あっせん委員長から説明がありましたが、この件について何かご質問はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決致します。所有権移転の1番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。所有権移転の1番について、議案の通り決定致しました。続いて、2番について、採決致します。所有権移転の2番について、原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。所有権移転の2番について、原案の通り決定致しました。続きまして、所有権移転の3番について、事務局より説明願います。

事務局次長： はい、番号3、売主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇番〇、外4筆計5筆、地目、〇〇〇番〇外3筆田、外1筆畑、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、作付、〇.〇a、経営面積〇〇,〇〇〇㎡、内借入面積〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作出来ないためです。あっせん委員は、野村委員、森委員、田中委員です、売買価格は〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、11月16日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、所有権移転の3番について説明がありましたが、この件についてあっせん委員長野村委員、補足説明はありませんか。

野村委員： 売主の〇〇さんは父親から相続を受けましたが母親と二人では農業をできないということで、売り先を探しておりましたが、家の購入希望はいくつかあったようですが、農地も2人の方に賃貸しておりましたが、一括して売りたいということで、それぞれ2人の方には相談しましたが購入の希望はなく、〇〇さんが農地の購入希望を持っていたので、〇〇さんと相談し売買に至りました。価格は10a当り〇〇〇,〇〇〇円ということであっせんが成立しましたのでご報告いたします。

議長： 只今、事務局、野村あっせん委員長から説明がありましたが、この件について何かご質問はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決致します。所有権移転の3番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。所有権移転の3番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、利用権設定の新規4番から21ページの14番まで説明して下さい。

事務局次長： はい、利用権設定の新規、番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下6番まで同じ、地番、〇〇〇〇番、地目田、面積〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借

入面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由は高齢化による経営縮小のためです。期間 8 年、番号 5、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番、地目田、面積〇,〇〇〇㎡、水張〇〇.〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、期間 8 年、番号 6、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目田、面積 〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由は相手方の要望のため、以下 14 番まで同じ。期間 8 年、番号 7、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇他 3 筆計 4 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、期間 5 年。番号 8、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由は相手方の要望のためです。期間 5 年、番号 9、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下 10 番まで同じ、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、期間 10 年、番号 10、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、期間 10 年、番号 11、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下 12 番も同じ、地番、〇〇〇〇番〇、地目田、面積 〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇㎡、期間 10 年、番号 12、貸主、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇㎡、期間 10 年、番号 13、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下 14 番も同じ、地番、〇〇〇〇番〇の内外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、期間 10 年、番号 14、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、期間 10 年、以上です。

議 長： 只今、4 番から 14 番について、事務局より説明がありましたが何か質問はございませんか。

各委員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決致します。利用権設定の 4 番から 14 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。利用権設定の4番から14番について、原案の通り決定致しました。

議 長： 続きまして、利用権設定の新規15番から20番まで説明して下さい。

事務局次長： はい、番号15、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下20番まで同じ、地番、〇〇〇〇番〇外2筆計3筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由は相手方の要望のためです。期間10年、以下20番まで同じ、番号16、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外1筆計2筆、地目全て田、面積合計 〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、番号17、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外5筆計6筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、作付 〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、番号18、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外1筆計2筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、番号19、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外3筆計4筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、番号20、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外2筆計3筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、以上です。

議 長： 只今、15番から20番について、事務局より説明がありましたが何か質問はございませんか。

各委員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決致します。利用権設定の15番から20番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。利用権設定の15番から20番について、原案の通り決定致しました。

議 長： 続きまして、利用権設定の新規21番から23番まで審議致しますが、当麻町農業委員会会議規則第8条の議事参与の制限により〇〇委員は退席願います。
【〇〇委員退席】

事務局より説明をお願いします。

事務局次長： はい、番号21、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇外11筆計12筆、地目〇〇〇〇番〇〇外3筆畑、〇〇〇〇番〇外7筆田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、作付 〇〇a、経営面積 〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積 〇〇〇,〇〇〇.〇

○㎡、申請理由は相手方の要望のためで、以下 23 番まで同じ、期間 10 年、番号 22、貸主、○○○、○○ ○○、借主、○○○○、○○ ○○、地番、○○○○番○○外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 ○○,○○○㎡、水張 ○○○.○a、経営面積 ○○○,○○○㎡、うち借入面積 ○○○,○○○㎡、期間 2 年、番号 23、貸主、○○○、○○ ○○、借主、○○○○、○○ ○○○、地番、○○○○番○外 7 筆計 8 筆、地目○○○○番○外 5 筆畑、○○○ ○番○外 1 筆田、面積合計 ○○,○○○㎡、水張 ○○.○a、作付 ○○○a、経営面積 ○○○,○○○.○○㎡、うち借入面積 ○○○,○○○㎡、申請理由は相手方の要望のためです。期間 5 年、以上です。

議長： 只今、利用権設定の新規 21 番から 23 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、採決致します。利用権設定の 21 番から 23 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の 21 番から 23 番について、議案の通り決定致しました。○○委員に入室してもらうよう、(事務局) お願いします。

【○○委員着席】 続きまして、24 番から 29 番まで事務局に説明してもらいます。関係する委員がおりますが、継続のため退席せずに審議致します。

事務局次長： はい、番号 24、貸主、○○○○、○○ ○○、借主、○○○○、○○ ○○、地番、○○○○番○の内外 12 筆計 13 筆、地目全て田、面積合計 ○○○,○○○㎡、水張 ○○○a、経営面積 ○○○,○○○㎡、うち借入面積 ○○○,○○○㎡、申請理由は相手方の要望、期間 6 年、利用権設定の継続、番号 25、貸主、○○○○○○○、○○ ○○、借主、○○○○○○○、○○ ○○、地番、○○番○の内、地目畑、面積 ○○○㎡、作付 ○a、以下継続につき経営面積、内借入面積、申請理由、期間の説明を省略しますので後刻ご覧ください。番号 26、貸主、○○○○○○○、○○ ○○、借主、○○○○、○○ ○○、地番、○○○○番○外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 ○○,○○○㎡、水張 ○○○.○a、番号 27、貸主、○○○○、○○ ○○、借主、○○○○、○○ ○○、以下 28 番も同じ、地番○○○○番○外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 ○○,○○○㎡、水張 ○○○.○a、番号 28、貸主、○○○○、○○ ○○、地番○○○番○外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 ○○,○○○㎡、水張 ○○○a、番号 29、貸主、○○○○○○○、○○ ○○、借主、○○○○、○○ ○○、地番、○○○番○、地目田、面積 ○,○○○㎡、水張 ○○.○a、以上です。

議長： 只今、利用権設定の 24 番から 29 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、採決致します。利用権設定の 24 番から 29

番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。利用権設定の 24 番から 29 番について、議案の通り決定致しました。

議 長： 続きまして、続きまして、利用権設定の 30 番から 38 番まで説明して下さい。

事務局次長： はい、番号 30、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目田、面積 〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇.〇 a、番号 31、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、番号 32、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番の内外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 〇 〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、番号 33、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇.〇a、番号 34、貸主、〇〇〇〇、〇 〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外筆 2 計 3 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、番号 35、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目田、面積 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、番号 36、貸主、〇 〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、番号 37、貸主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目田、面積 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇〇.〇a、番号 38、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇 〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇㎡、水張 〇 〇〇.〇a、以上です。

議 長： 只今、利用権設定の 30 番から 38 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、無いようですので、採決致します。利用権設定の 30 番から 38 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。利用権設定の 30 番から 38 番について、議案の通り決定致しました。

議 長： 続きまして、利用権設定の 39 番から 46 番まで説明して下さい。関係する委員がおりますが、継続のため退席せずに審議致します。

事務局次長： はい、番号 39、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇 〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 3 筆計 4 筆、地目全て田、面積合計 〇〇, 〇〇〇㎡、水張 〇〇〇.〇a、番号 40、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、

〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下 41 番も同じ、地番、〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、番号 41、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 4 筆計 5 筆、地目〇〇〇〇番〇外 3 筆田、〇〇〇〇番〇の内畑、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇a、番号 42、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇a、番号 43、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、番号 44、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、番号 45、貸主、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、番号 46、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、以上です。

議長： 只今、利用権設定の 39 番から 46 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、採決致します。利用権設定の 39 番から 46 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の 39 番から 46 番について、議案の通り決定致しました。

【10 分程休憩後】

議長： それでは、総会を再開致します。27 ページの利用権設定、47 番から 53 番について事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、番号 47、貸主、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 2 筆計 3 筆、地目〇〇〇〇番〇外 1 筆田、〇〇〇〇番〇畑、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇a、作付 〇〇a、番号 48、貸主、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、番号 49、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、番号 50、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目〇〇〇〇番〇田、〇〇〇〇番〇畑、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、作付 〇〇a、番号 51、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 6 筆計 7 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇

m²、水張 ○○○a、番号 52、貸主、○○○○、○○ ○○、借主、○○○○、○○ ○○、地番、○○○○番○の内、地目田、面積 ○,○○○m²、水張 ○○.○a、番号 53、貸主、○○○、○○ ○○、借主、○○○、○○ ○○、地番、○○○○番○外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 ○○,○○○m²、水張 ○○○.○a、以上です。

議長： 只今、利用権設定の 47 番から 53 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、採決致します。利用権設定の 47 番から 53 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の 47 番から 53 番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、28 ページの利用権設定、54 番から 59 番について事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、番号 54、貸主、○○○○○、○○ ○○、借主、○○○○○、(有)○○、代表取締役 ○○ ○○、以下 55 番まで同じ、地番、○○○番○外 4 筆計 5 筆、地目全て田、面積合計 ○○,○○○m²、水張 ○○○.○a、番号 55、貸主、○○○○○、○○ ○○、地番、○○○番○、地目田、面積 ○○,○○○m²、水張 ○○○.○a、番号 56、貸主、○○○○、○○ ○○、借主、(有)○○○○○○○○○、代表取締役 ○○ ○○、以下 59 番まで同じ、地番、○○○○番○、地目田、面積 ○○,○○○m²、水張 ○○○.○a、番号 57、貸主、○○○○、○○ ○○、借地番、○○○○番○外 5 筆計 6 筆、地目全て田、面積合計 ○○,○○○m²、水張 ○○○.○a、番号 58、貸主、○○○○、○○ ○○、地番、○○○○番、地目畑、面積 ○○,○○○m²、作付 ○○○a、番号 59、貸主、○○○○、○○ ○○、地番、○○○○番○の内外 2 筆計 3 筆、地目全て畑、面積 ○○,○○○m²、作付 ○○a、以上です。

議長： 只今、利用権設定の 54 番から 59 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、採決致します。利用権設定の 54 番から 59 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の 54 番から 59 番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、29 ページの利用権設定、60 番から 64 番について事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、番号 60、貸主、○○○○、○○ ○○、借主、○○○○○○○、(有)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇、以下 64 番まで借主同じ、地番、〇〇〇番〇、地目田、面積 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇.〇a、番号 61、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番の内外 2 筆計 3 筆、地目全て田、面積合計 〇,〇〇〇m²、水張 〇〇.〇a、番号 62、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇外 8 筆計 9 筆、地目全て田、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、水張 〇〇〇a、番号 63、貸主、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 2 筆計 3 筆、地目全て畑、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、作付 〇〇〇a、番号 64、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、地目全て畑、面積合計 〇〇,〇〇〇m²、作付 〇〇〇a、以上です。

議 長： 只今、利用権設定の 60 番から 64 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、無いようですので、採決致します。利用権設定の 60 番から 64 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。利用権設定の 60 番から 64 番について、議案の通り決定致しました。

議 長： 続きまして、50 ページの議案、第 32 号、あっせんの申出者について、1 番から 51 ページ 5 番の説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第 32 号、あっせんの申出者について、平成 28 年 11 月 25 日、提出、当麻町農業委員会会長名、番号 1、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇外 8 筆計 9 筆、登記地目、現況地目とも〇〇〇番〇外 6 筆、田、外 2 筆畑、面積合計〇〇,〇〇〇m²、水張〇〇〇.〇a、作付、〇〇 a、高齢の為、以下 5 番まで申請理由同じ、番号 2、住所、〇〇〇〇〇、氏名、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 1 筆計 2 筆、登記地目、現況地目とも田、面積合計〇〇,〇〇〇m²、水張〇〇〇.〇a、番号 3、住所、〇〇〇〇〇、氏名、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 5 筆計 6 筆、登記地目、〇〇〇〇番〇〇、外 1 筆畑、外 4 筆田、現況地目〇〇〇〇番〇〇外 4 筆田、外 1 筆畑、面積合計〇〇,〇〇〇m²、水張〇〇〇.〇a、作付、〇.〇a、番号 4、住所、〇〇〇〇〇〇、氏名、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 3 筆計 4 筆、登記地目、現況地目とも全て田、面積合計〇〇,〇〇〇m²、水張〇〇〇.〇a、番号 5、住所、〇〇〇〇〇〇、氏名、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外 6 筆計 7 筆、登記地目、〇〇〇〇番〇外 3 筆山林、外 3 筆畑、現況地目全て畑、面積合計〇〇,〇〇〇m²、作付〇〇〇.〇a、以上です。

議 長： それでは、1 番から 5 番についてあっせん委員を指名致します。1 番、〇〇さんの申出に対して、住田委員、舟山委員、佐々木委員を指名致します。続きまして、2 番、〇〇さんの申出に対して、朴谷委員、阿部委員、溝淵委員を指名致します。続きまして、3 番、〇〇さんの申出に対して、阿部委員、朴谷委員、野村委員、4 番、〇〇さんの申出に対して、坂口委員、富永委員、

と私、5番、〇〇さんの申出に対して、富永委員、坂口委員、森委員にお願いします。只今、あっせん委員に指名されました、委員さんにおかれましては、お忙しい時期ではありますが、よろしくお願いいたします

議長： 続きまして、資料にあります「農地法第43条第1項に基づく通知」の取下げについて事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、資料1の「農地法第43条第1項に基づく通知の取下げについて（案）のご説明を致します。まず、清水川道路沿いにあります〇〇〇〇、〇〇〇〇の法定相続人が財産放棄した事に伴い、所有者不明となった事から、6か月間の公示期間を経て、10月14日付けで農地中間管理機構事業を利用して農地の賃貸契約を締結するための通知をしておりましたが、当麻町が債権を有している「国営農地改良事業負担金滞納整理」をするという町の方針が決定したため、農地中間管理機構との賃貸契約に支障をきたすと判断した事から、通知の取下げをする事を農地中間管理機構である農業公社へ11月28日付けで、取下げ文を提出する内容であります。以上です。

議長： 只今、事務局より農地中間管理機構事業を利用して農地の賃貸契約をする事を進めておりましたが、当麻町の方針が決定し「農地開発畑」の負担金滞納整理をするため、賃貸契約をしていると事務の支障になるという事からやむなく取下げをするとの事あります。皆様から何かご質問はありませんか

坂口委員： 町の整理ということは、町が整理するために何かその処置をとる期限はあるのですか？

局長： この農地につきましては、農地開発の当時の工事代負担金がかかなりあります。それで相続を放棄されていて〇〇さんの奥さんと息子さんは相続放棄しましたが、まだ〇〇さんの兄弟が残っています。そういったことで、我々も滞納されているお金を請求するんですけど、新たに〇〇さんの兄弟、相続されるであろう方にまだこれだけのお金の滞納が町に残っているということを知らせて頂いた後に、当然その方々も負債があると分かった時点で相続放棄すると思うんです。そうなってしまうと相続人が誰もいなくなってしまう。そういったときに国の土地になる。それを町は負債がこれだけあるので国に請求する形になります。ただそれが我々の方も相続人がまだ13名いるというくらいで、まだはっきりとわかっていません。役場の税務住民課の方で調べてわかっているようですが、税に関する法律で情報を教えてもらうことができない。だから町内にいる兄弟に聞いたりして調べる。そしてそういった手続きで国に請求をする。それが終わって競売にかかったのちに、農地を誰かに買っていただいて進めていく形になります。そういったことで、負債のある農地については中間管理機構も借り受けてくれないので今回は取り下げることです。

議長： 今の話だとまだまだ時間がかかるのだと思いますが、取下げ（案）についてはよろしいでしょうか。

各委員： 了承

- 議 長： それでは、取下げ（案）の通り、11月28日付けで北海道農業公社へ通知する事と致します。
- 議 長： 続きまして、資料2の平成28年度農地パトロール結果一覧表をご覧ください。
- 議 長： 農地パトロールにつきましては、毎年8月～10月に農地利用状況調査を実施する事となっておりますので、農業委員の皆様においては10月中に4班に分かれていただき現地をパトロールして頂きました。その結果についてお諮り致します。
- 議 長： 「農地パトロール(利用状況調査)の実施状報告について事務局より、説明して下さい。
- 次 長： それでは、お手元の平成28年度農地パトロール（利用状況調査）結果一覧表及び現況写真によりご説明します。1班では10月14日に実施し、番号1、地番、〇〇〇〇-〇、面積、〇,〇〇〇.〇〇㎡、所有者住所、氏名〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇の土地について所在は〇〇〇〇にありまして、1番の現況写真の通りハウスが建っておりまして雑草繁茂状態でありました。図面、農地台帳と照合した結果、登記、現況とも宅地内のため指導等の必要のない土地と判断しました。

次に、2班では、10月20日に実施し3か所を確認しました。番号2、地番、〇〇〇〇-〇、面積、〇,〇〇〇㎡、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇 〇〇の土地について、2番の現況写真では手前の農地にあります奥の土地にプレハブ等の建築物がありましたが、図面、農地台帳で確認した結果、登記、現況とも雑種地のため指導等の必要のない土地と判断致しました。

番号3、地番、〇〇〇〇-〇の内、面積、〇,〇〇〇㎡、住所、氏名、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇の土地について草刈等は年に1回程度しているようですが現在は、雑草が繁茂状態であります。登記、現況とも畑である事から、意向調査の実施の必要があると思われれます。番号4、地番、〇〇〇〇-〇の内、面積、〇,〇〇〇㎡、住所、氏名、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、4番の現況写真の通り、コンバインが30台程、野ざらしで放置されている状態でありましたので、登記、現況とも畑である事から意向調査を実施する必要があると思われれます。次に、3班では10月11日に実施し3か所を確認しました。番号5、地番、〇〇〇〇-〇〇、外1筆、面積合計〇,〇〇〇㎡、住所、氏名、〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、5番の現況写真の通り、2筆とも雑草繁茂状態でありました。登記、現況とも田である事から意向調査を実施する必要があると思われれます。

次に番号6、地番、〇〇〇〇-〇の内、面積〇,〇〇〇㎡、住所、氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇共有の土地について、6番の現況写真の通り、一部は農地として耕作しておりますが、大部分が登記上山林の非農地であります。一部畑として課税されている部分について、耕作されていない状況の為、意向調査を実施する必要があると思われれます。次に、番号7、地番〇〇〇〇-〇外2筆、面積合計、〇,〇〇〇㎡、住所、氏名、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇、〇〇 〇〇の土地について、7番の現況写真の通り、宅地に隣接する農地について不耕作地であり、雑草状態であります。水張のある農地としての管理は愛別町が管理しております。登記、現況とも2筆が田、1筆が畑であるため、意向調査を実施する必要があると思われれます。次のページをご覧ください。4班は10月18日に実施し2か所を確認しました。番号8、地番、〇〇〇〇-〇外7筆、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、住所、氏名、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇の土地については、先ほど審議されました通り、11月1日に利用意向の意思が確認でき、新規で賃貸契約が決定しましたので、意向調査の実施は致しません。

番号9、地番、〇〇〇〇-〇外10筆、面積合計〇〇〇,〇〇〇㎡、住所、氏名、〇〇〇〇、亡〇〇 〇〇、9番の現況写真の通り雑草繁茂状態ではありますが、相続予定者が相続放棄している事から、農地中間管理機構へ借受していただけるよう通知をしましたが、現在、国営農地改進黨負担金について町の方針として、財産差し押さえもしくは、管財人を設定する事になると農地中間管理機構との賃貸契約が足かせになる事から、農業委員会としては農地中間管理機構への借受に対する取り下げをする事としましたので、意向調査の実施する相手方が不在となる事から保留とします。現在、町の顧問弁護士へ農業委員会として事務遂行をどのようにすすめるべきか質問をしておりますので、回答を得た場合には、29年度以降の耕作について調整していく予定であります。以上です。

議 長： 以上、事務局より、農地パトロール利用状況調査の説明がありました。荒廃農地を優良農地として耕作していただくように今後についても指導する必要があると考えます。全体を通して何か質問、意見はございませんか。

各委員： ありません

議 長： では1番、2番については農地以外のため指導の必要がないと判断してよろしいですか。挙手をお願いします。

各委員： 【賛成】

議 長： それでは、1番2番については、1号、2号の判定をしない農地とします。次に、3番から7番の5件については、意向調査を実施するとの判断でよろしいですか。挙手をお願いします。

各委員： 【賛成】

議 長： それでは、3番から7番については、周辺の地域における農地の利用程度に比べ著しく劣っていると認められる2号判定と致します。1号とは、過去1年以上にわたり農作物の作付が行われておらず、今後も耕作の見込が無い土地をいいますが、今回この5件については、意向調査を初めて致しますので、まず2号と判断し意向調査を実施すると考えております。次に、8番と9番については、事務局の説明の通り、意向調査の実施はしないと判断してよろしいですか。

各委員： 【賛成】

議 長： 今後についても荒廃農地の未然防止や農地違反転用などが発見された場合には、農地中間管理機構へ賃貸をするか所有者みずからが耕作するかなどを確認するパトロールでもありますので来年以降もよろしくをお願いします。

議 長： 続きまして、本年農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして来年度の農業委員会委員改選前に、条例改正及び委員の選任に関する規則、候補者評価委員会設置規則について、事務局よりそれぞれ条例、規則とも（案）ではありますが説明をして頂きます。

局 長： （新たな農業委員会制度について概要説明）

- 1 公選制の廃止と公選制の実施について
- 2 農地利用最適化推進委員の新設について
- 3 議会推薦枠の廃止について
- 4 利害関係を有しない中立委員の登用について

次 長： それでは、お手元にお配りしております農業振興課資料1から3についての説明を致します。農業振興課資料1をご覧ください。

農業委員会改革の考え方としまして、平成27年8月に農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日より施行されまして・農業委員会の事務の重点化として農地等の利用最適化の推進が重要である事を明確にしております。次に・農業委員会の選出方法の変更として、選挙による委員の選出と農業団体からの推薦、学識経験者の議会推薦による「公選制」を廃止し、町長が議会の同意を得て任命する方法に改め、その際には原則として農業委員の過半数は認定農業者でなければなりません。次に・合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設する事となりますが、本町におきましては、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる基準の1つ目、区域内の遊休農地率が1%未満であり、かつ農地利用面積の担い手への集積率が70%以上の基準を満たしておりますので、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができると定めております。

本条例は、当麻町農業委員会委員の定数に関する条例の全部を改正する条例についてであります。

第1条では、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、委員定数を定める事の目的を規定しております。第2条では、法で定める農地利用最適化推進員を設置しない場合の委員定数の上限は27名でありますので、委員定数を現行と同数の13名と規定しております。これは、あっせん事業、担い手への農地利用最適化に係る集積事業等々、現状の委員活動を推進するためにも現行と同数が、必要委員数と考えております。第3条では、施行に必要な事項の規則への委任について規定しております。

附則の第1項では、本条例の施行日についてを規定し、第2項では、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定がある場合においては、この条例は適用しないなどの経過措置について規定しております。

続きまして、農業振興課資料2号をご覧ください。当麻町農業委員会の委員の選任に関する規則(案)のご説明を致します。

本規則は、農業委員会等に関する法律において、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従って市町村の条例で定める事とされております。

第1条では、農業委員会等に関する法律及び委員の定数に関する条例に基づき、委員を選任するための手続き等について、法令に規定するものの外、必要な事項を規定しております。第2条では、選任方法について規定しております。第1号では、地区からの推薦、第2号では農業者が組織する団体または法人からの推薦、第3号では、一般募集の選任について規定しております。

第3条では、推薦及び募集の資格について規定しております。委員の推薦を受ける者及び一般募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項を適切に行う事が出来る者で、委員選任予定日において第1号では、当麻町に住所を有する者、第2号では当麻町が設置する執行機関の委員でないものとして監査委員、選挙管理委員、教育委員、固定資産評価委員などが対象となります。第3号として、当麻町職員及び当麻町が設置する執行機関の職員でない者を規定しております。

第4条では、推薦手続き等を規定しております。第1号では、地区からの推薦は農業者3名以上が連名により「推薦書」を町長に提出する事を規定しております。第2号では、団体からの推薦は、団体の代表者又は管理者が推薦書を町長に提出することを規定しております。

第2項については、3ページをお開き下さい。1号から4号までは、推薦する者の氏名等、認定農業者に該当するか否かの別、推薦理由を規定しております。

第5条では、一般募集により応募する者について規定しております。

第6条では、推薦及び募集方法の公表等を規定しております。第1項では、募集期間、書類提出方法を当麻町のホームページ、広報誌、無線など適切な方法で公表する事を規定しております。

第2項では、募集期間を30日間としております。第3項では、募集期間の中間及び期間終了後、遅延なく地区からの推薦者、団体からの推薦者、一般応募者を公表する事を規定しております。第4項では、推薦を受けた者の数、その内、認定農業者の数、応募者数、その内認定農業者の数を公表する事を規定しております。第7条では、推薦又は募集に応じた委員候補者について、町長は「当麻町農業委員会委員候補者評価委員会設置規則」で定める、評価委員会に委員候補者の評価に関する意見を求めるものとする事を規定しております。

第8条では、委員候補者評価委員会の意見の報告を受け、報告を受けた委員候補者の中から委員に任命する予定者を決定し、議会の同意を得た上で委

員の選任をする事を規定しております。第9条第1項では、委員の補充として罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、規則に定める手続きに準じて、委員の補充に努めなければならない事を規定しております。第2項では、委員に欠員が定数の4分の1、つまり4人を超えた場合は速やかに委員を補充しなければならないと規定しております。

第10条では、施行に必要な事項の規則への委任について規定しております。

附則では、本規則の施行日について規定しております。

続きまして、農業振興課資料3号をご覧ください。当麻町農業委員会委員候補者評価委員会設置規則についてご説明致します。

本規則につきましては、農業委員会等に関する法律施行規則の第5条において町長は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公正性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない事と定めているため、委員候補者の評価を行うため、「当麻町農業委員会委員候補者評価委員会設置規則」を定めるものであります。委員定数を超えた場合、または減の場合でも町長から評価について求めがあれば評価を行う事と考えております。

第1条では、当麻町農業委員会委員候補者評価委員会、「以下委員会」を設置する事を規定しております。第2条第1項では、委員会は、町長の求めにより、農業委員会委員の選任に関する規則第7条の規定に基づき、委員候補者の評価を行い町長に報告する事を規定しております。第2項では、委員候補者の評価にあたり、必要に応じて面接その他適当と認められる方法により活動歴等の審査を行う事を規定しております。第3条では、委員会は各1号から4号の者によって組織する事を規定しております。第4条第1項では、委員の任期について、規定しております。第2項では、委員が欠けた場合の補欠委員の期間を規定しております。第5条第1項では、委員会に委員長を置く事について規定し、第2項では委員長に事故、又は欠けた時には総務課長が代理となる事を規定しております。

第6条では、町長が委員会を招集する事を規定しております。第7条では、委員会の決定行為は、出席委員の過半数によって決定する事を規定しております。

第8条では、委員会の委員についての秘密保持について規定をしております。

第9条では、委員の報酬及び費用弁償について規定をしております。

第10条では、委員会の庶務は、農業委員会事務局が行う事について規定をしております。第11条では、施行に必要な規則に定めるほかについて、事項への委任を規定しております。

附則では、本規則の施行日について規定しております。

以上で、条例及び規則についての説明を終わります。

議長： 只今、事務局より12月の町議会定例会に上程するために、総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の両常任委員会で審議していただく事となっておりますので、あくまでも条例、規則とも(案)の段階で委員の皆様にお示しをしております。農業委員会法改正に関する法律が平成28年4月1日に施行された事により、今回の条例改正及び規則の制定となります。時節的にも、委員の皆様においては、地域の方々と顔を合わす機会も増えると思いますので、農業委員選任については、地域からの推薦、または農業団体からの推薦、一般公募からの方法がございまして、中立の立場の委員、青年、女性の登用など国は、年齢、性別にかたよりが生じないように配慮する事となっております。広報やホームページでも広く委員を募集する訳ですが、あくまでも農業に識見のある方という訳で、文章で制約をしないわりにはそういった方々も委員に入る努力をしなければならぬと言う事で、選考については苦慮をする所だとは思っています。12月定例会で議決されましたら、内容については、町民の皆様にも周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。このことについて、何かご質問はありませんか

各委員： ありません

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願ひします。

議長： 農林課から

農林課： 特にございません。

議長： 農業センター

農業センター： 特にございません。

議長： 土地改良区

土地改良区： 1点ご報告させていただきます。春の総会時にもお話しさせていただいておりますけども、道営農地整備事業の区画整理と暗渠排水工事の現在の実施状況についてご報告させていただきます。区画整理については、約59ha実施予定でしたが秋口からの天候不良によりまして7haが未施工となり翌年度に繰り越しとなっております。また暗渠排水工事については約80haを実施予定でありましたがこちらについても天候不良によりまして、場所については緑郷、伊香牛、北星方面を中心として約28haが未施工となっております。この分については補正予算の関係で翌年に繰り越しができないこともありまして、当初工期12月10日のものを翌年の3月10日まで工期延期を行いまして、1月と2月の圃場が凍結する時期に冬工事として施行することとなっております。暗渠排水の冬工事の実績については当麻町では近年実施した経緯はありませんが、上川管内では名寄、士別、和寒等では実績

がありまして圃場を痛めるような問題もなく実施されている状況でございますので、当地区でも初の試みとなりますが、冬工事に対応する事になりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長： 農協

農協： 特にございません。

議長： 普及センター

普及センター： 特にございません

議長： 共済組合。

農協： 現在の天候によりまして、大豆が雪の下になるという状況が発生しております。現在当組合で加入している分につきまして当麻地区では8戸、24haほどで収穫がまだ終わっていないということで、12月12日に共済で認定を行いこのまま根雪になって収穫ができないということになれば共済にかかるということになっております。また水稻におきましては、当麻においてはありませんが、他の地区で7月末あるいは8月20日以降の大雨台風によりましての土砂流入等による埋没等によりまして、水稻に被害を受けてございます。水稻につきましては仮払いで11月29日に約900万円ほど支払われ、地域については美瑛、愛別、旭川神居古潭方面という限られた地区ではありますが、該当する組合員へ前もって共済金をお支払するという事になっております。以上です。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局次長： （事務連絡）

議長： それでは、次回の平成28年12月の農業委員会総会の日程ではありますが、12月22日、金曜日午後1時30分から開催します。お忙しい時期ですが委員の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。

議長： これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

局長： ご起立願います。礼。ご苦勞さまでした。

閉会 16時50分